

平成 26 年 3 月 20 日
物 価 統 計 室

2015 年基準改定に向けた品目の見直しの検討（案）

1．概要

消費者物価指数の計算に採用する品目・ウエイトについては、新たな財・サービスの出現や嗜好の移り変わり等による消費構造の変化を反映するよう、基準改定時に見直しを行っている。新たな品目の追加については、家計消費上の重要度などを勘案するとともに、実査可能性などを確認した上で判断することとなるが、今回は前回に続き、2015 年基準改定に向けて、都道府県調査品目及び総務省調査品目の追加品目（銘柄）を検討する。

2．品目の選定基準

平成 22 年基準改定と同様に、下記のとおりとする。

< 追加品目の選定基準 >

- (1) 新たな財・サービスの出現や普及、嗜好の変化などによる消費構造の変化に伴い、家計消費支出上重要度が高くなった品目
 - (2) 中分類指数の精度の向上及び代表性の確保に資する品目
 - (3) 円滑な価格収集が可能で、かつ、価格変化を的確に把握できる品目
- 以上の(1)～(3)の追加基準をすべて満たす品目を追加品目とする。

< 廃止品目の選定基準 >

- (1) 消費構造の変化などに伴い、家計消費支出上重要度が低くなった品目
 - (2) その品目がなくても、中分類指数の精度や代表性が確保できる品目
 - (3) 円滑な価格収集が困難となった又は価格変化を的確に把握できなくなった品目
- 以上の(1)～(3)の廃止基準に一つでも該当すれば廃止品目とする。ただし、その場合であっても、中分類の精度を損なうと考えられる場合は、廃止品目としない。

3．選定作業

家計調査の特別集計の結果及びその他の統計等を基に追加の候補となる品目（銘柄）を検討する。選定基準の適用に当たっては具体的に以下のような考え方による。

家計消費支出上の重要度は、消費支出に占める割合が概ね 1 万分の 1 以上を基本とする
代表性の確保等については、家計調査の収支項目に現行指数品目の占める支出割合が低い場合等は、品目（銘柄）を追加し、この割合を高めることとする

円滑な価格収集については、都道府県または総務省において、代表的な銘柄の価格が継続して収集可能であることとする

4．今後の予定

上記のとおり検討した都道府県調査品目及び総務省調査品目の追加品目（銘柄）と合わせ、調査員調査品目（銘柄）についても現在集計中である出回り状況調査の結果を勘案して最終的な追加品目（銘柄）を選定する。なお、廃止する品目については、別途検討中。